

# 水害直後の支援情報 瓦版

【被災後の生活再建のために】

※ お住まいの自治体への各種法律の適用やその他の条件により使える支援制度は変わります  
※ この瓦版の情報は令和8年8月14日時点のものです。



支援情報のツールはこちらから↑

## 写真撮影・片付け

罹災(りさい)証明書の調査や、保険会社などの調査に備え、**片づけをする前に**、被災した建物の内外、車、家財、水回り、室外機・給湯器などを、さまざまな角度や距離(遠く・近く)で撮影し、被害の**写真や動画**を残しましょう

**保険・共済会社**への保険金・共済金のご請求も忘れずに。保険会社がわからないときは「自然災害等損保契約照会センター」へ  
(日本 ☎ 0120-501331 / 外資系 ☎ 03-5425-7850)



「水害にあったときに」  
制作: [震災がつなぐ全国ネットワーク](#)

被害の撮影方法や、浸水した家屋の**床下の掃除・乾燥・消毒や壁の中の断熱材の処理**などはこの冊子を参考に  
**ボランティアの利用**も大切です。窓口は、一般的に、災害ボランティアセンター又は地域の社会福祉協議会です

## り災証明書

**全壊** **大規模半壊** **中規模半壊** **半壊** **準半壊** **一部損壊**

り災証明書は、市区町村に申請すると、被災した住宅を調査した上で、発行される住宅被害の証明書です。全壊、半壊など6種類に分かれます

**多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので**、り災証明書の申請が再建のスタートになります

最初の判定に疑問があれば、**二次調査や再調査**の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい

## 支援制度ツール

WEBで「**ひさぽ**」と検索すると、あなたが使える可能性のある支援制度がわかるアプリや無料ツールが使えます

| 支援制度一覧表                    |                            | 2026年 4月 27日版              |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |
| 被災者生活再建支援法<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) | 被災者生活再建支援金<br>(被災者生活再建支援金) |



## 浸水家屋の被害判定



浸水家屋はまず**浸水の高さ**で罹災証明の判定がされるので、浸水高がわかる形で被害を写真で記録に残しましょう



水流などによる家屋損傷を伴う浸水被害のとき

|                |              |
|----------------|--------------|
| 住家滅失又は床上1.8m以上 | <b>全壊</b>    |
| 床上1m～1.8m未満    | <b>大規模半壊</b> |
| 床上50cm～1m未満    | <b>中規模半壊</b> |
| 床上50cm未満       | <b>半壊</b>    |
| 床下浸水           | <b>一部損壊</b>  |

内水氾濫の被害(左以外の場合)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 床上1.8m以上    | <b>大規模半壊</b> |
| 床上1m～1.8m未満 | <b>中規模半壊</b> |
| 床上10cm～1m未満 | <b>半壊</b>    |
| 床上10cm未満    | <b>準半壊</b>   |
| 床下浸水        | <b>一部損壊</b>  |

注) 上記の表は、水害の一次調査の判定方法です  
土砂が堆積している場合は異なる基準があります

## 代表的な支援制度

### 応急修理制度

＜2026基準＞  
半壊以上 **75万7000円**  
準半壊 **36万7000円**

- 災害救助法適用地域で、準半壊以上の人が対象になる制度
- 必ず**修理前**、最悪でも業者への支払い前に自治体に相談しましょう
- 半壊以上の人はこの制度を使うと仮設住宅に入れなくことがあるので注意!

### 災害復興住宅融資

(建設・購入・補修)  
建設・購入資金は半壊以上、補修は**一部損壊以上**が融資の条件

- **住宅金融支援機構**(旧住宅金融公庫)の被災者向け住まい融資の制度
- 60歳以上なら**高齢者向け返済特例**も利用できる可能性がありますので、この瓦版の右下の欄もご参考に

### 雑損控除

(災害減免法)  
建物・家財・車・墓地などの損害は**確定申告**により税金の減免になる

- **医療費控除**と同じように災害で受けた損失について、確定申告をすれば所得控除される制度です
- 「ひさぽ」から視聴できる解説動画の後半をご覧ください



## 自働車の被害

自動車が被災したときの登録の抹消についてはお近くの**運輸支局(軽自動車は軽自動車検査協会)**にご確認を

廃車した車の自働車重量税の還付や自動車税の減免などの情報や、車の貸出(カーシェアリング)をしているボランティア団体の情報などもチェックしましょう



## 被災者生活再建支援金

| 基礎支援金         | 加算支援金(万円) |     |
|---------------|-----------|-----|
| 全壊・解体 等 100万円 | 建設・購入     | 200 |
| 大規模半壊 50万円    | 補修        | 100 |
|               | 民間賃借      | 50  |

中規模半壊は、加算支援金のみ上記の各半額が支給されます

- ※ 単身世帯は各4分の3の金額
- ※ 賃貸物件では賃借人が対象
- 半壊以上の家や、地盤被害の家を解体すると、「**解体世帯**」として全壊と同じ支援金になることも
- この制度の利用には**被災者生活再建支援法の適用が必要**です

## リバースモーゲージ

**リバースモーゲージ**  
＜高齢者返済特例＞

60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK

住宅金融支援機構による**60歳以上**を対象にした住宅再建のための特別な貸付制度です

- 概ね**不動産評価の6割程度**の融資を受けられます
- 毎月の返済は**利息のみ**
- 元金は借りた人が亡くなった後、不動産の売却などで返済しますが、**債務が残っても相続人に支払義務は生じません**